

徳島県告示第百七十号

昭和三十四年徳島県告示第五百四十六号（建築主事の確認を受けなければならない建築物の区域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。
表五の項中「字岡山寺」を「字岡山路」に改める。